

青少年を 夜遊びから守り

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」により
カラオケボックス、インターネットカフェ等への
午後11時以降 午前5時までの間の
青少年(6歳以上18歳未満)の入場が制限されます



健全な育成を 願うために...

滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局
虐待・非行防止対策チーム TEL.077-528-3556

青少年を夜遊びから守るために…

少年非行の多くは、「初発型非行」と呼ばれる万引き等が入り口です。

「青少年の深夜はいかい(夜遊び)」は、この初発型非行を誘発する原因の一つともいわれています。青少年の非行を入り口で食い止めて、健全に育てるためには「青少年の深夜はいかいを見逃さないこと」が重要です。

滋賀県青少年の健全育成に関する条例では、以下のことを定めています。

深夜営業店の内、カラオケボックスやインターネットカフェ、複合カフェ等の営業者およびその従業者は…

- 青少年(6歳以上18歳未満)を深夜時間帯(午後11時から午前5時までの間)に店舗内に入場させてはいけません。また、午後11時以降に引き続き利用させてはいけません。**※保護者同伴の有無を問いません。**
(違反者は30万円以下の罰金に処されることがあります)
- 深夜において、青少年が入場できない旨の掲示をしなければなりません。(違反者は10万円以下の罰金または科料に処されることがあります)

上記以外の深夜営業店(コンビニエンスストア、映画館、ファミリーレストラン等)の営業者およびその従業者は…

特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。

※「特別な理由」とは…夜勤、夜学、その他の教育的理由や急病、災害等の緊急的理由を指します。

保護者・県民の方も、もう一度確認を!

- 保護者は**、特別な理由がある場合のほかは、青少年を深夜時間帯に外出させないように努めなければなりません。
- 誰でも**保護者の依頼、承諾その他正当な理由がある場合以外に深夜時間帯に青少年を連れ出したり、同伴してはいけません。
(違反者は10万円以下の罰金または科料に処されることがあります)。

青少年の健全育成は、県民みんなの願いであり責務です。
青少年の深夜はいかい(夜遊び)を防止し、規則正しい生活を習慣付けて、非行を入り口で食い止めましょう。

